

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年6月29日

【会社名】 クラスターテクノロジー株式会社

【英訳名】 CLUSTER TECHNOLOGY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安達 良紀

【本店の所在の場所】 大阪府東大阪市渋川町四丁目5番28号

【電話番号】 06-6726-2711

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 駒井 幸三

【最寄りの連絡場所】 大阪府東大阪市渋川町四丁目5番28号

【電話番号】 06-6726-2711

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 駒井 幸三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

株主総会資料の電子提供制度導入に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更を行うもの。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条第1項を新設するもの。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第15条第2項を新設するもの。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されることにより、参考書類等のインターネット開示（現行定款第15条）の規定は不要となるため、これを削除するもの。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるもの。なお、本附則は期日経過後に削除するものとする。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、安達良紀、藤田雅之、駒井幸三の3氏を選任する。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、後藤史郎、松本茂、魚田昌孝の3氏を選任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権・無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	25,958	301	1	(注) 1	可決 (98.9%)
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く）3名選任の件					
安達 良紀	25,299	960	1	(注) 2	可決 (96.3%)
藤田 雅之	25,793	466	1		可決 (98.2%)
駒井 幸三	25,364	895	1		可決 (96.6%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選 任の件					
後藤 史郎	25,843	415	2	(注) 2	可決 (98.4%)
松本 茂	25,844	414	2		可決 (98.4%)
魚田 昌孝	25,827	431	2		可決 (98.4%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

なお、当日株主総会に出席した株主の議決権数は5,252個であります。